

都市計画道路大宮岩槻線（大和田工区）事業計画説明会 摘要録

- 1 開催日時 【第1回】令和元年10月30日（水） 午後7時～午後8時
【第2回】令和元年11月1日（金） 午後7時～午後8時

2 開催場所 大宮体育館 2階 講習室

3 配布資料

「次第」

「事業説明会資料」

「さいたま市道路整備計画（第3期）」

4 次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 出席者紹介
4. 事業計画説明
5. 質疑応答
6. 閉会

5 摘要

【事業計画について】

- Q. 道路拡幅で、自分たちの建物や敷地にどの程度影響がありますか。
- A. 図面（説明会資料 P14～17）に示している道路計画線が、今回の道路拡幅の範囲を示しています。どの程度影響を受けるかは図面でご確認下さい。
- Q. 大和田交差点は立体交差になると聞いたことがあるのですが、将来立体交差になる予定はありますか。
- A. 大宮岩槻線が国道16号まで4車線化されると、交通量の増加が見込まれるので、その際に大和田交差点の立体交差化を予定しています。
- Q. 過去何度も事業化の話が上がり、その度に立ち消えとなっている。本当に事業化するのですか。
- A. 皆様のご協力を頂きながら、令和3年度の事業認可取得（事業化）に向けて準備を進めていきます。
- Q. 以前、道路は一律同じ幅で広がると聞いていたのですが、拡幅の幅は場所によって異なるのですか。
- A. 大宮岩槻線の幅員は、一般部は幅員25mで、大和田交差点付近では32.5mとなるので、拡幅の幅は場所によって異なります。

Q. 今回の事業範囲とした理由は何ですか。

A. 埼玉県から事業認可を受けるにあたり、事業期間を7年以内にしなければならず、7年間で実施できる範囲として事業範囲を決定しました。

Q. 丸亀製麺の脇の押しボタン信号の交差点は、事業実施後も押しボタン信号のままになるのですか。また、大宮岩槻線からの右折は出来なくなるのですか。

A. 事業実施後も押しボタン信号となります。また、今回の事業で大宮岩槻線に中央分離帯を設置するので、ご質問の交差点は右折できなくなります。

【用地測量について】

Q. 用地測量の実施時期を具体的に教えて下さい。

A. 令和2年度に大和田交差点の周辺を、令和3年度に残りの区間を実施予定です。

【用地買収・補償について】

Q. 用地買収で自宅が住めなくなった場合、移転先に関して市がどこまで対応してくれますか。また、用地買収で敷地内に駐車場が確保できなくなってしまう場合、どのような補償になりますか。

A. 移転先に関しては、市で紹介等を行いませんので、皆様が不動産業者を当たって探していただくようになります。また、敷地内で駐車場が確保できなくなった場合は、土地代金等で補償を行うので別途駐車場を探していただくようになります。

Q. 事業が始まってから、どれくらいの期間で移転すれば良いのですか。

A. 基本的には、用地交渉が始まってから5年間と考えています。

Q. 事業の影響を受ける建物や敷地の評価（不動産鑑定等）は、自分で行うのですか。

A. 事業の影響を受ける建物や敷地の評価（不動産鑑定等）は、さいたま市が行います。

Q. 市の補償費と実際の建築費に差額が生じた場合、差額分に対して補助金はありますか。

A. 市の補償費と実際の建築費に差額が生じたとしても、補助金等はありません。

Q. 事業認可取得後（令和3年度）に用地買収となっていますが、事業認可取得前に補償費を受け取ることは可能ですか。

A. 補償費の支払いは、事業認可取得後（令和3年度）になります。

Q. 用地測量の結果、半端な土地が残った場合、その土地は市で買い取ってもらえますか。

A. 基本的には、事業で必要な土地しか買い取りません。

- Q. 移転先として県営住宅を希望しますが、市で入居の世話をしていただけますか。
- A. 用地交渉のなかで、個々の状況を説明していただき、ご協力できるところは対応させていただきます。
- Q. 中央分離帯を設置した場合、土地の利用が制限され（反対車線から店舗への入場ができなくなる）、将来の利益が損なわれると思うが、その部分への補償はないのですか。
- A. 将来的に予想される減収に対する補償はありません。
- Q. 用地買収で土地が少なくなると、事業で活用できる土地が減り、将来的に事業で得られる収益が減ることが予想されますが、予測される減収分の補償はあるのですか。
- A. 将来的に予想される減収に対する補償はありません。
- Q. 買収対象用地内に建物（店舗）を所有しており、テナントとして貸し出しているが、その店子には誰が説明するのですか。
- A. 説明はさいたま市が行います。基本的には権利者の方に説明を行った後、店子の方に説明を行います。
- Q. 補償金額について折り合いがつかなかった場合、どのような対応になるのですか。
- A. 鋭意交渉を進め、ご理解いただけるよう努力してまいります。
- Q. 用地買収の結果、生活再建が不可能な土地となってしまった場合はどうなるのですか。
- A. 当該土地で生活再建が不可能となった場合は、どちらかに土地を探していただき移転していただくようになります。
- Q. 用地測量の結果、建物が土地と建物が半分になってしまった場合、どのような補償になるのですか。
- A. 残った土地で機能回復可能か、別の場所に移転が必要かなどの検討を行いますが、補償の内容は個々の皆様の状況で異なることから個別の対応となります。

【その他】

- Q. 4車線の整備を行い特定緊急輸送道路として認定すれば沿道建物を耐震化する際に補助金（緊急輸送道路閉鎖建築物・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化への助成）が出ますが当該道路を特定緊急輸送道路に認定するのですか。
- A. 当該路線は既に緊急輸送道路となっております。建物の耐震化を行うようであれば、市の住宅部門に相談して下さい。
- Q. 現在事業を実施している芝川に架かる『境橋』はいつごろ完成するのですか。
- A. 境橋自体の工事は、完了までに5年～6年かかる見込みです。